

---

広陵町立小学校水泳指導業務委託に伴う児童の移動支援業務委託  
におけるプロポーザル審査仕様書

---

広陵町教育振興部教育総務課  
令和7年4月

## 1 目的

現在、広陵町内の各小学校の水泳授業に関しては、年間 10 時間程度の授業時間を確保し、実施していますが、近年の異常気象により、授業時間の確保が課題となっています。また、プール授業時間が 10 時間未満となる場合もあり、短時間での指導を行わざるを得ない状況となり、細やかな指導が難しい状況となっております。

上記のことから、広陵東小学校、広陵西小学校及び広陵北小学校においては、令和 7 年度から水泳

指導を業務委託することが決定しており、学校から水泳指導を実施する屋内水泳施設への児童のバ

ス移動について、公募型プロポーザル方式（書面審査）により事業者から提案を募るものです。

## 2 業務の概要

広陵東小学校、広陵西小学校及び広陵北小学校から水泳指導業務受託者が管理する屋内水泳施設までの児童等のバス移動。

(1) 水泳指導業務受託者名：(株)COSPA ウエルネス

(2) 水泳指導業務受託者施設：奈良県香芝市瓦口 2286 番地

フィットネスクラブ コ・ス・パ 五位堂

※広陵東小学校、広陵西小学校及び広陵北小学校共に上記施設で水泳授業実施。

## 3 委託業務名

広陵町立小学校水泳指導業務委託に伴う児童の移動支援業務委託

## 4 委託業務期間

契約締結日から令和 12 年 3 月 31 日まで

※運行スケジュールは以下のとおり予定している。

準備期間：契約締結日から令和 7 年 5 月下旬まで

運 行：令和 7 年 6 月上旬から令和 12 年 3 月 31 日まで

（各小学校及び水泳指導業務受託者と運行スケジュールの協議を実施の上決定とする。）

現段階での移動スケジュールについては「移動スケジュール（仮）」を参照ください。

## 5 委託業務実施場所

(1) 広陵東小学校からスイミングスクール施設間まで 移動距離 片道 約 6.8km

(2) 広陵西小学校からスイミングスクール施設間まで 移動距離 片道 約 3.1km

(3) 広陵北小学校からスイミングスクール施設間まで 移動距離 片道 約 5.2km

※主要幹線道路を利用した距離で算出しています。

## 6 運行主体

道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号ロに定める一般貸切旅客自動車運送事業者であり、令和 7 年 4 月 1 日現在で 3 年以上、奈良県内での営業実績を有する者であること。

## 7 前提条件

本委託業務の前提条件は次のとおりである。

(1) 運行車両については、当該業務受託者が提供する以下の車両を使用するものとする。

広陵東小学校 実走車 マイクロバス 1 授業当たり 3 台（往路復路共）

- 広陵西小学校 実走車 マイクロバス 1 授業当たり 6 台（往路復路共）  
広陵北小学校 実走車 マイクロバス 1 授業当たり 2 台（往路復路共）  
※現時点での想定であり、必用台数について各小学校及び水泳指導業務受託者と協議の上決定とする。
- (2) 各種感染症拡大防止のため、車内における消毒及び座席の抗菌加工など、必要な対策を講じること。
- (3) 上記 (2) については、本業務の委託料内で全て賄うこと。

## 8 運行の詳細

「7 前提条件」に基づいた運行の詳細は次のとおりとする。

### (1) 運行日及び運行業務時間

運行日は、学校運営日である平日とし、運行業務時間は、午前 8 時 30 分から午後 4 時 00 分までとする。詳細については水泳指導業務受託者と各小学校と協議の上決定とする。（別添タイムスケジュール案参照）

### (2) 乗降場所

乗降場所の具体的な位置については、今後水泳指導業務受託者及び町で決定する。

### (3) マイクロバス運行台数

ア 広陵東小学校 60 台程度（1 授業当たり 3 台 授業日数 20 日）

イ 広陵西小学校 60 台程度（1 授業当たり 6 台 授業日数 10 日）

ウ 広陵北小学校 40 台程度（1 授業当たり 2 台 授業日数 20 日）

※今後、各小学校及び水泳指導業務受託者と運行スケジュール協議を実施の上決定するため、バスの必用台数に変更が生じる場合は契約変更の対象とする。

## 9 業務内容

### (1) 運転業務

当該業務において、「7 前提条件」「8 運行の詳細」に基づき、円滑な運行を実施すること。

ア 乗務員は、労働大臣告示「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第 7 号）」に基づき、必要人員を確保し、運行に支障が及ばないように配慮すること。

イ 乗務員は安全運転及び親切丁寧な対応に努めること。

ウ 事故発生時などの緊急時には、学校、水泳指導業務受託者と円滑に連絡を行えるよう、連絡体制を整えること。

エ 安全な運行を継続するため、運行経路上における道路陥没、損傷及び事故発生場所について記録し、情報共有すること。

オ アからエまでの具体的な実施方法及び安全運転につながる具体的な取組について提案すること。

### (2) 運行管理業務

ア 運行管理業務の範囲は、運行業務全体の管理に係る一切の業務とする。

イ 安全第一とし、確実、円滑に運行するため、運転業務員の無理な配置にならないようにするとともに、運転業務員の健康管理等にも十分注意すること。

ウ 常に運転業務員に対して注意を促すとともに、定期的に教育・研修を行い、安全運転の励行等を徹底すること。また、新たに運行業務に就く者に対しても同様とする。

エ 事故発生時には、責任ある対応で被害・加害を問わず解決し、応援車の手配等適切に行うこと。

オ 事故発生による全ての費用は、受託者が負うこと。

※受託者に責がない事故の場合は、費用負担を要しない。

- カ 事故発生時には、遅滞なく学校、広陵町教育総務課に報告すること。
- キ 事故発生時や乗りこぼし等の不測の事態への対応を適切に行うこととし、具体的な対応については提案すること。
- ク 苦情等への対応を適切に行うこと。
- ケ アからクまでの具体的な実施方法及び適切な運行管理につながる具体的な取組について提案すること。

## 10 秘密の保持

本委託業務において、個人情報の取扱いには、広陵町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月広陵町条例第18号）等の関係法令を遵守するとともに、その管理には細心の注意を払い、適正に処理しなければならない。

## 11 その他

- （1）本委託業務に当たっては、運行管理者及び担当者を配置し、当町との連絡調整が円滑に実施できるよう、社内体制を整えること。
- （2）原則、原油価格の動向や税制改正等、社会情勢の変化により事業費を見直すことはしないが、情勢に応じて必要であれば受託者と協議を行う。
- （3）本仕様書に定めのない事項については、受託者と別途協議を行う。